

① 税目についての課税自主権



法定外税

法定任意税

地方税法で定められている税目(法定税)以外に、地方団体の条例によって税目を新設できる。
法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

② 税率設定についての課税自主権



超過課税等

標準税率(通常よるべき税率)とされている税目について、その税率と異なる税率を、地方団体の条例によって設定できる。
一部税目には上限となる「制限税率」が法定されている。

税率の種類

標準税率(制限税率)
一定税率
任意税率

※ 地方税法第1条①V

標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

③ 課税標準等についての課税自主権



地域決定型地方税制特例措置 (通称：わがまち特例)

課税標準の特例措置等について、減額の程度(特例割合)・適用期間(特例期間)の具体的内容を、地方団体の条例によって設定できる。
その場合には、「参酌する特例割合(特例期間)」及び「特例割合(特例期間)の上限・下限」を設定する。